

(参考資料)



近畿総合通信局における災害に備えた 情報伝達手段確保に係る取り組み

平成24年8月30日

総務省近畿総合通信局

災害に備えた情報伝達手段確保に係る取り組み

◎ 南海トラフ巨大地震対策推進本部の設置	・・・	1
1-(1) 防災行政無線未整備自治体に対する整備の促進	・・・	2
1-(2) 防災行政無線デジタル化の促進	・・・	5
2 消防・救急無線のデジタル化の促進	・・・	7
3 緊急速報メールの普及促進	・・・	9
4 公共情報共有基盤整備の普及促進	・・・	17
5 自治体クラウドの普及促進	・・・	18
6 電線共同溝等の導入促進	・・・	19
7-(1) 非常災害時の無線機器の貸し出し	・・・	20
7-(2) 非常災害時の移動電源車の貸し出し	・・・	21
8-(1) 非常災害時における臨機の措置	・・・	22
8-(2) 災害時における混信対策	・・・	23
9 防災情報通信セミナー等による周知啓発	・・・	24
10 非常災害時のICT利活用の研究開発	・・・	25

◎ 南海トラフ巨大地震対策推進本部の設置

【目的、概要等】

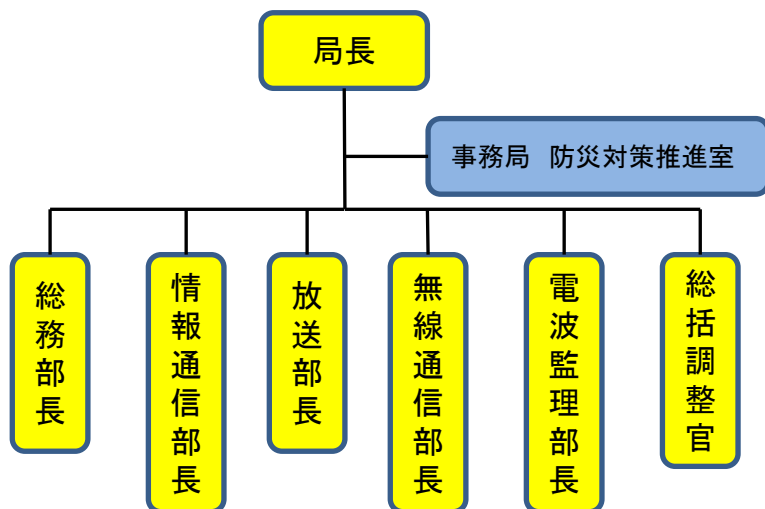
近畿総合通信局では、東日本大震災を教訓として、近い将来発生が懸念されている、東海・東南海・南海三連動地震に備え、管内各地方自治体をはじめ関係機関と連携し、防災・減災対策としての防災情報伝達手段の多様化・多重化を促進するとともに、災害応急復旧活動のための無線局免許の臨機の措置、無線機の貸出し等に係る情報提供・助言等を実施するため、4月3日、「南海トラフ巨大地震対策推進本部」を設置しました。

1【名称】

南海トラフ巨大地震対策推進本部

2【構成】

本部長 近畿総合通信局長
本部長 総務部長、情報通信部長、放送部長、無線通信部長、電波監理部長、総括調整官
事務局 防災対策推進室



3【主な活動】

- (1) 防災・減災に資する防災行政無線、緊急速報メール、公共情報共有基盤等の防災情報伝達手段の多様化・多重化に関すること。
- (2) 発災時に通信機能を維持するために必要な対策に関すること。
- (3) 災害応急対策としての重要無線通信確保のための臨機の措置等に関すること。
- (4) 総務省の備蓄通信機器、災害対策用電源車の貸与に関すること。
- (5) 管内の府県等で開催される防災会議への参加に関すること。
- (6) 三連動地震に係る防災対策や震災復興対策に係る講演会、研修会等の開催に関すること。
- (7) その他
 - ・ 関係地方総合通信局(東海局、中国局、四国局、九州局)との情報交換、意見交換

お問い合わせ先

総括調整官(06-6942-8586)

1-(1) 防災行政無線未整備自治体に対する整備の促進

【目的、概要等】

防災行政無線は、災害発生時に災害対策本部から避難指示や災害の発生状況等についての情報を直接住民に伝達します。また、災害時の緊急情報の収集・連絡等の情報交換を行う災害対策上極めて重要な役割を持つ無線システムです。

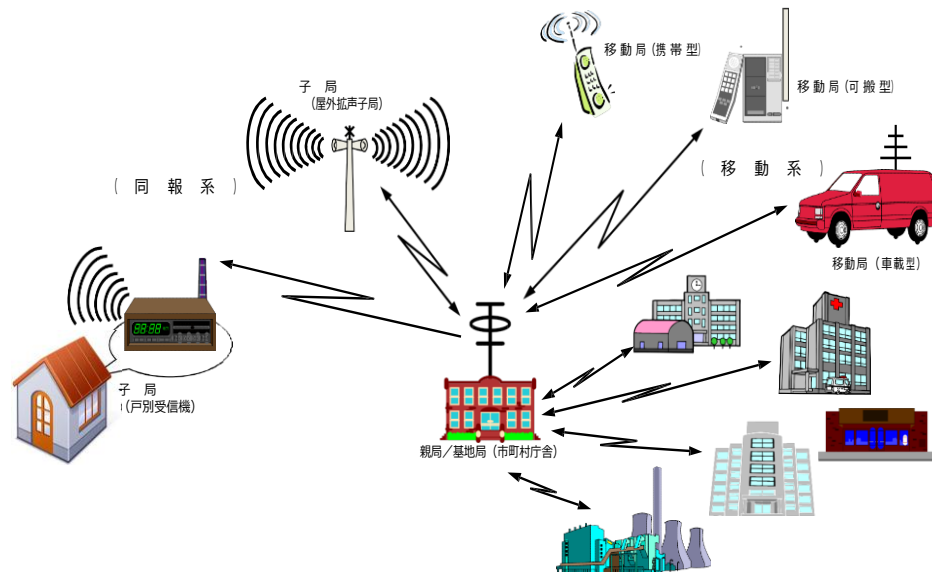
この無線システムを未整備の自治体に対し、防災情報伝達手段多重化・多様化の要として、同報系・移動系システムの整備を勧め、システムに必要な周波数割当ての要望に応じていきます。

1【24年度取り組み等】

自治体の検討状況の確認や情報提供等を通じて整備を勧め、システムに必要な周波数割当ての要望に応じていきます。

2【現状(実績)等】

平成24年6月末、管内の未整備自治体は19市町村ですが、平成23年度第3次補正予算消防防災通信基盤整備費補助金及び緊急防災・減災事業債(消防庁)により整備中の2市をはじめ、整備が進んでいます。(MCA代替整備を含む。)



お問い合わせ先

無線通信部陸上第二課(06-6942-8558)

(参考) 防災行政無線(同報系・移動系)の整備状況(平成24年6月末現在)

市町村防災行政無線等整備状況集計表

H24.6.30現在
全国はH24.3.31現在

都道府県	市区町村数	整備率			
		防災行政無線		MCA含む	
		整備市区町村数	整備率	整備市区町村数	整備率
滋賀県	19	18	94.7%	19	100.0%
京都府	26	22	84.6%	23	88.5%
大阪府	43	37	86.0%	41	95.3%
兵庫県	41	32	78.0%	32	78.0%
奈良県	39	32	82.1%	34	87.2%
和歌山県	30	30	100.0%	30	100.0%
管内合計	198	171	86.4%	179	90.4%
全国合計	1,742	1,605	92.1%	1,642	94.3%

注:アナログ方式とデジタル方式を含む。市区町村数の区は、特別区(東京23区)に限る。

(参考) 防災行政無線(同報系・移動系)が整備されている市町村(近畿地図)

市町村防災行政無線等整備状況









平成24年6月末 現在

<最近の動向>


H23.6末

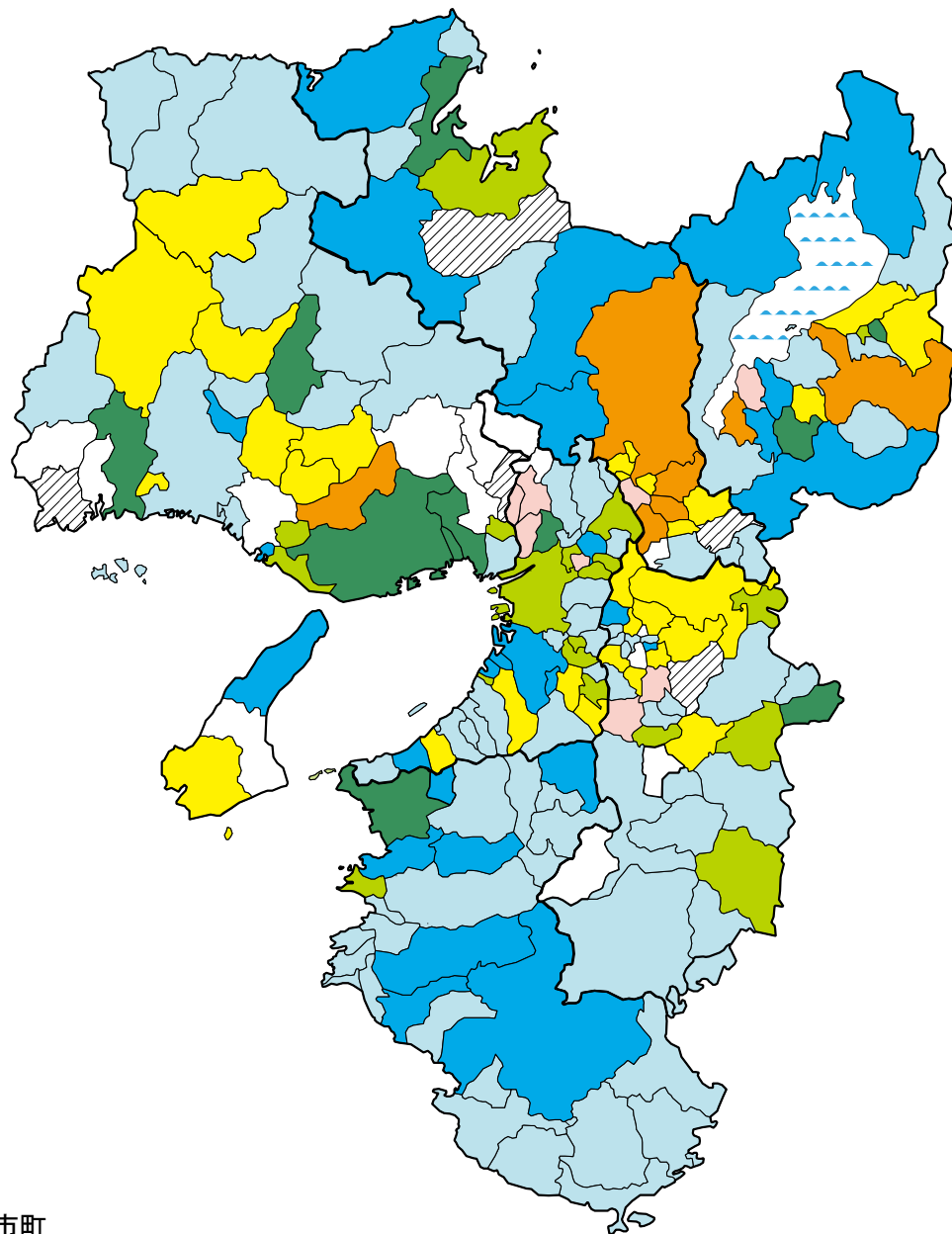
H24.3末

湖南市：同報(D/A)、移動(A)	→	同報(D)
箕面市：同報(A)	→	MCA(同報・移動)
忠岡町：同報(A)	→	同報(A)、MCA(移動)
神戸市：同報(A)	→	同報(D)
多可町：同報(D/A)、移動(A)	→	同報(D/A)
御所市：未整備	→	MCA(移動)

-  同報系・移動系併設(デジタル)※
-  同報系・移動系併設(アナログ)
-  同報系(デジタル)
-  同報系(アナログ)
-  移動系(デジタル)
-  移動系(アナログ)
-  MCAの代替的利用のみ
-  未設置

※ 同報系または移動系のいずれかがデジタルであれば計上しています。

 H24、25年度に設計・整備を進める予定の市町



1-(2) 防災行政無線デジタル化の促進

【目的、概要等】

デジタル防災行政無線には、60MHz帯を使用する同報通信系と260MHz帯を使用する移動通信系があります。アナログ方式で整備済みの自治体は、無線設備の耐用年数等を考慮した上で、できるだけ早期にデジタル方式に移行することになっています。そこで、該当の自治体への意向調査を実施し、デジタル方式への移行を検討中の自治体に対して、円滑にデジタル化移行ができるよう適切に指導します。

1 【24年度取り組み等】

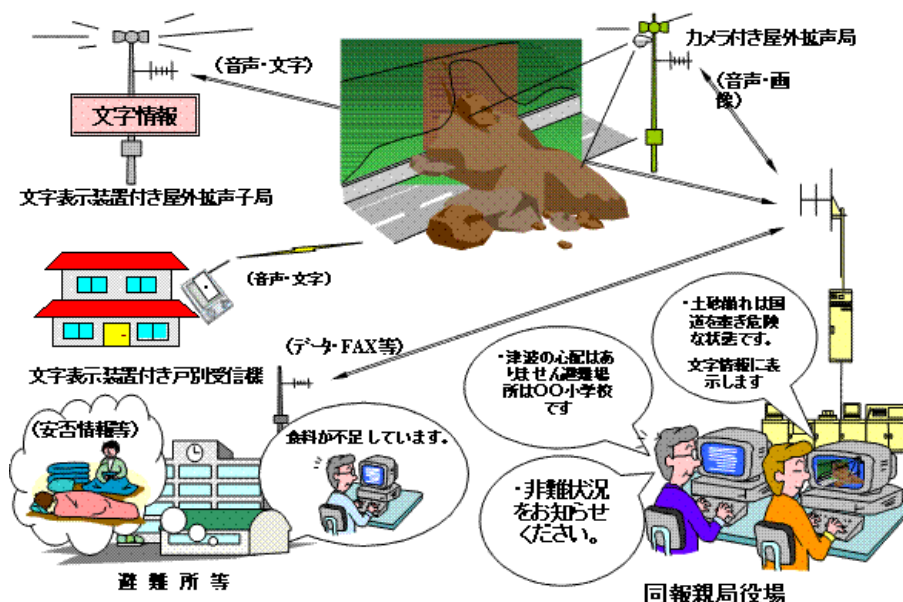
アナログ方式で整備済みの自治体に対して、アンケート形式の意向調査を行い、結果を取りまとめます。(結果集計中)

デジタル方式への移行を検討中の自治体に対して、適切に指導します。

2 【現状(実績)等】

平成24年6月末のデジタル整備率は、同報系21.7%、移動系17.2%です。平成23年度第3次補正予算消防防災通信基盤整備費補助金及び緊急防災・減災事業債(消防庁)等によりデジタル化する計画の自治体があり、24年度以降、4%程度の増加が見込まれています。

市町村デジタル同報通信システムの活用イメージ



お問い合わせ先

無線通信部陸上第二課(06-6942-8558)

(参考) デジタル防災行政無線の整備状況(平成24年6月末現在)

近畿管内のデジタル整備率

H24.6末現在

府県	市町村数	同報系のデジタル						移動系のデジタル				
		Dのみ	A+D	D移動	MCA	合計	整備率	Dのみ	A+D	MCA	合計	整備率
滋賀県	19	5	2	0	0	7	36.8%	1	3	1	5	26.3%
京都府	23	0	5	1	1	7	30.4%	4	1	1	6	26.1%
大阪府	43	5	2	0	5	12	27.9%	3	0	12	15	34.9%
兵庫県	41	5	4	0	0	9	22.0%	0	1	2	3	7.3%
奈良県	39	2	0	0	0	2	5.1%	1	0	2	3	7.7%
和歌山県	30	4	2	0	0	6	20.0%	2	0	0	2	6.7%
近畿合計	198	21	15	1	6	43	21.7%	11	5	18	34	17.2%
全国合計	1742					415	23.8%				186	10.7%

D移動: 同報的な通信を補完するための市町村デジタル移動通信システム

全国合計は、H24.3.31現在の数値である。

2 消防・救急無線のデジタル化の促進

【目的、概要等】

消防・救急活動の高度化及び電波の有効利用の観点から、アナログ方式による150MHz帯周波数の使用期限である平成28年5月31日までに260MHz帯デジタル方式に移行することが決まっています。消防・救急無線のデジタル化が円滑に行われるよう、各消防本部の検討状況を把握し、適切に指導します。

1 【24年度取り組み等】

事業計画の把握及び基本設計の進捗状況の把握に努め、年度末までに50%以上の団体が具体的な計画をもってデジタル化を推進するよう指導・調整を行います。

2 【現状(実績)等】

平成24年6月末のデジタル化実績は、免許済2、予備免許中1の消防本部です。

平成23年度第3次補正予算消防防災通信基盤整備費補助金及び緊急防災・減災事業債(消防庁)により、24年度は新たに18消防本部がデジタル化する予定です。



(神戸市消防局提供)

お問い合わせ先

無線通信部陸上第二課(06-6942-8560)

消防救急デジタル無線システムの整備により期待される主なメリット



①データ伝送による確実かつ効率的な消防救急活動の支援

○車両の効果的な運用

- ・消防・救急車両の位置情報、活動状況を把握することで、現場近くの車両に出場指令し、迅速・確実に現場到着

○支援情報の高度化

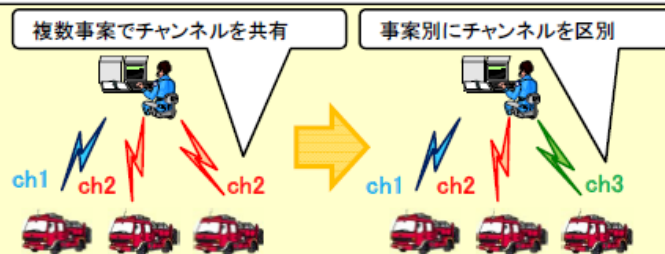
- ・現場周辺の消火栓・防火水槽等の水利位置情報を利用することで、最適な水利を選択し、迅速・的確に消火活動
- ・現場近くの受入れ可能な病院情報を検索することで、迅速・的確に救急活動
- ・高齢者・障害者等の要援護者情報を把握することで、迅速・的確に救助活動

○情報伝達の確実化

- ・音声だけでなく文字情報や位置情報等の利用により、視覚による確実な情報の伝達・確認

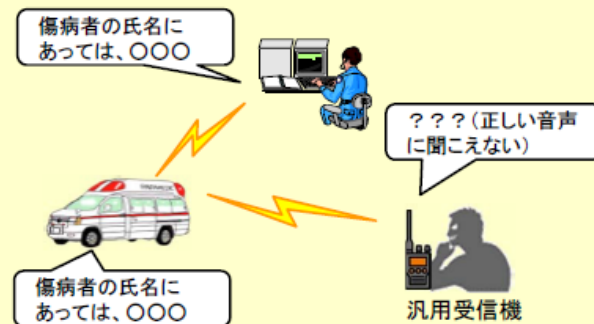
②無線チャンネルの増加

- 利用可能なチャンネルが増加しやすくなることにより、事案別にチャンネルを区別可能



③通信の秘匿性向上による搬送患者の個人情報等の保護

- 通信の秘匿性が向上することにより、市販の一般的な無線機では傍受できなくなるため、搬送患者の個人情報、テロ等国民保護事案・特殊災害事案における機密情報等の保護強化が可能



3 緊急速報メールの普及促進

目的、概要等

携帯電話事業者では、気象庁から配信される「緊急地震速報」や「津波警報」(一部の事業者を除く)とともに、地方公共団体から配信される「災害・避難情報」を該当する地域に一斉配信する緊急速報メールサービスの提供を行っています。

このうち、「災害・避難情報」については、災害・避難情報を配信する地方公共団体が最も多く登録されている携帯電話事業者であっても130団体(H24.8.24現在)であり、管内の地方公共団体の6割を超えましたが、未登録の地方公共団体に対し住民等が緊急速報メールを利用できるように普及を促進します。

※緊急速報メールとは

気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報、地方公共団体が配信する災害・避難情報を、回線混雑の影響を受けずに受信することができます。対象エリアにいる加入者(契約者)は、月額使用料のほか通信料や情報料も含め一切無料でご利用できます。

1 【24年度取り組み等】

緊急速報メールの利便性や管内の状況を地方公共団体へ周知することによりその利用を促進します。

2 【現状等】

緊急速報メール(災害・避難情報) 事業者別/府県別市町村数

	市町村数	NTTドコモ	KDDI(au)	ソフトバンクモバイル
滋賀県	19	12	7	7
京都府	26	26	24	23
大阪府	43	26	25	25
兵庫県	41	40	29	29
奈良県	39	15	10	7
和歌山県	30	11	11	7
計	198	130	106	98

※ NTTドコモ:H24.8.24現在 KDDI(au):H24.8.27現在 ソフトバンクモバイル:H24.8.21現在

※ 自治体の都合により、掲載していないものもあります。



お問い合わせ先

情報通信部電気通信事業課(06-6942-8512)

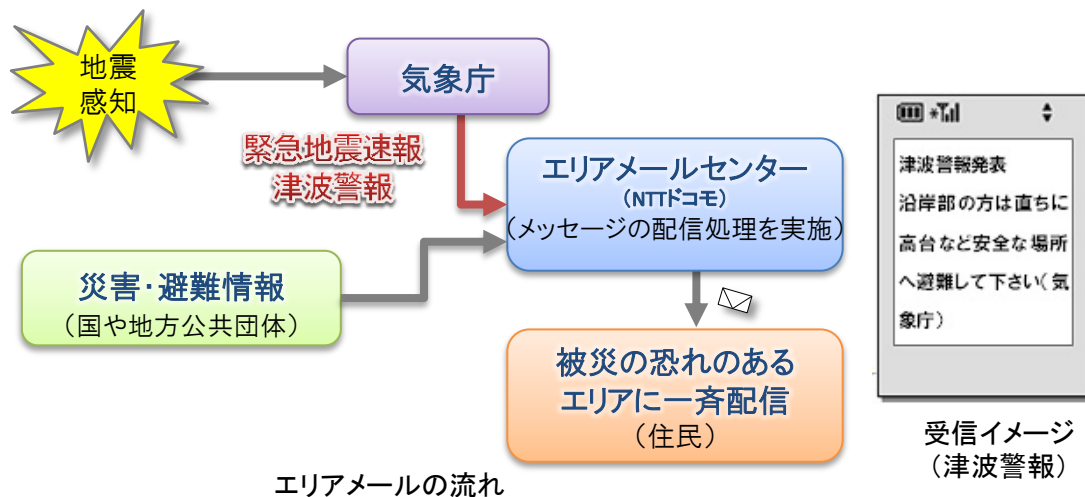
(参考) 緊急速報メール等関連情報

- ① 緊急速報メール「津波警報」の配信開始状況
- ② 緊急速報メール(神奈川県における事例)
- ③ 近畿管内の緊急速報メール(災害・避難情報)配信自治体(NTTドコモ)
- ④ 近畿管内の緊急速報メール(災害・避難情報)配信自治体(KDDI(au))
- ⑤ 近畿管内の緊急速報メール(災害・避難情報)配信自治体(ソフトバンクモバイル)
- ⑥ 災害用音声お届けサービス
- ⑦ (別添補足資料)主要電気通信事業者別災害用伝言サービス概要一覧

NTTドコモ及びKDDI(au)では、緊急速報メールによる「津波警報」の配信を開始しており、ソフトバンク・モバイルでは平成24年中の配信を予定しています。

緊急速報「エリアメール」の配信

- 国や地方公共団体が発表する「災害・避難情報」や気象庁から配信された「津波警報」、「一般向け緊急地震速報」を利用し、津波警報の対象地域や最大震度5弱以上と推定した地震の際に、強い揺れ(震度4以上)の地域の携帯電話に一斉配信する。
- 一般のメールと異なり回線混雑の影響を受けにくく、住民以外にも送信が可能である。
- 対象エリアにいる人は申込不要、月額使用料、通信料などは一切無料で情報を受信できる。
- 受信すると専用のアラーム音が鳴り、携帯電話の画面に情報が表示される。但し、利用するためにはエリアメール対応機種が必要であり、対応機種でも受信設定が必要な機種もある。
- 平成23年7月より、事業者に関係なく利用無料である。



エリアメールの流れ

NTTドコモホームページ (<http://www.nttdocomo.co.jp/>)

緊急速報メール「津波警報」の配信開始状況

携帯電話会社名	緊急速報メールの津波警報の配信開始状況	配信される条件
NTTドコモ	平成24年2月24日より津波警報の配信を開始した。	津波警報は、予想される津波の高さにより、津波の高さが3m以上の「津波警報(大津波)」と2m程度の「津波警報(津波)」の2つで配信され、津波注意報は配信されない。
KDDI(au)	平成24年3月30日より津波警報の配信を開始した。	
ソフトバンク・モバイル	平成24年中に津波警報の配信を開始する予定である。	

出典: 災害情報を携帯電話にエリアメールの活用(平成23年7月26日) / NHK生活情報部NTTドコモホームページ (<http://www.nttdocomo.co.jp/>)

出典: NTTドコモホームページ (<http://www.nttdocomo.co.jp/>)、KDDI(au)ホームページ (<http://www.kddi.com/>)、ソフトバンクホームページ (mb.softbank.jp/)

神奈川県では、平成24年3月15日から津波警報を沿岸地域内の携帯電話にメールで一斉配信する新たな緊急情報提供サービスの運用を開始しました。これはNTTドコモの「エリアメール」を活用し、警報の種類に加え津波の到達時刻や高さなどの詳細情報も提供するものであります。

神奈川県における事例

■配信開始日

平成24年3月15日(木) 10時00分から

■エリアメールで配信する津波警報

- 津波警報の第一報(地震発生後3分程度以内で発表) 警報の種類(津波・大津波の別)、地域
- 津波警報の詳細情報(第一報後発表される情報) 津波到達予想時刻、予想される津波の高さ等
- 津波警報の解除等

■配信地域

気象庁の定める津波予報区(県内では、「東京湾内湾」、「相模湾・三浦半島」の2つ)の沿岸地域に配信する。

【東京湾内湾】 横浜市、川崎市、横須賀市

【相模湾・三浦半島】 横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、真鶴町、湯河原町

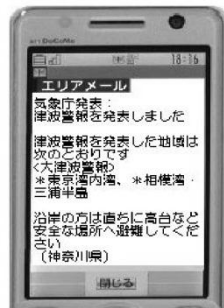
■NTTドコモが配信する津波警報

NTTドコモは、平成24年2月24日から、津波警報(第一報)の一斉配信を始めた。神奈川県が行う津波警報の配信は、**NTTドコモが行う第一報の配信に加え、詳細情報も配信**する。



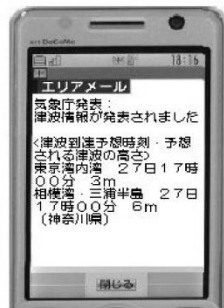
気象庁が津波警報を発表した際に、NTTドコモ(津波警報のみ)より配信

津波警報第一報 (NTTドコモより)



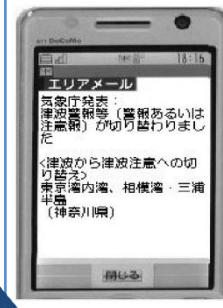
気象庁が津波警報を発表した際に、神奈川県より配信

津波警報第一報 (神奈川県より)



気象庁が津波到達予測時刻、予想される津波の高さ等の詳細情報を発表した際に、神奈川県から配信

津波警報詳細情報 (神奈川県より)

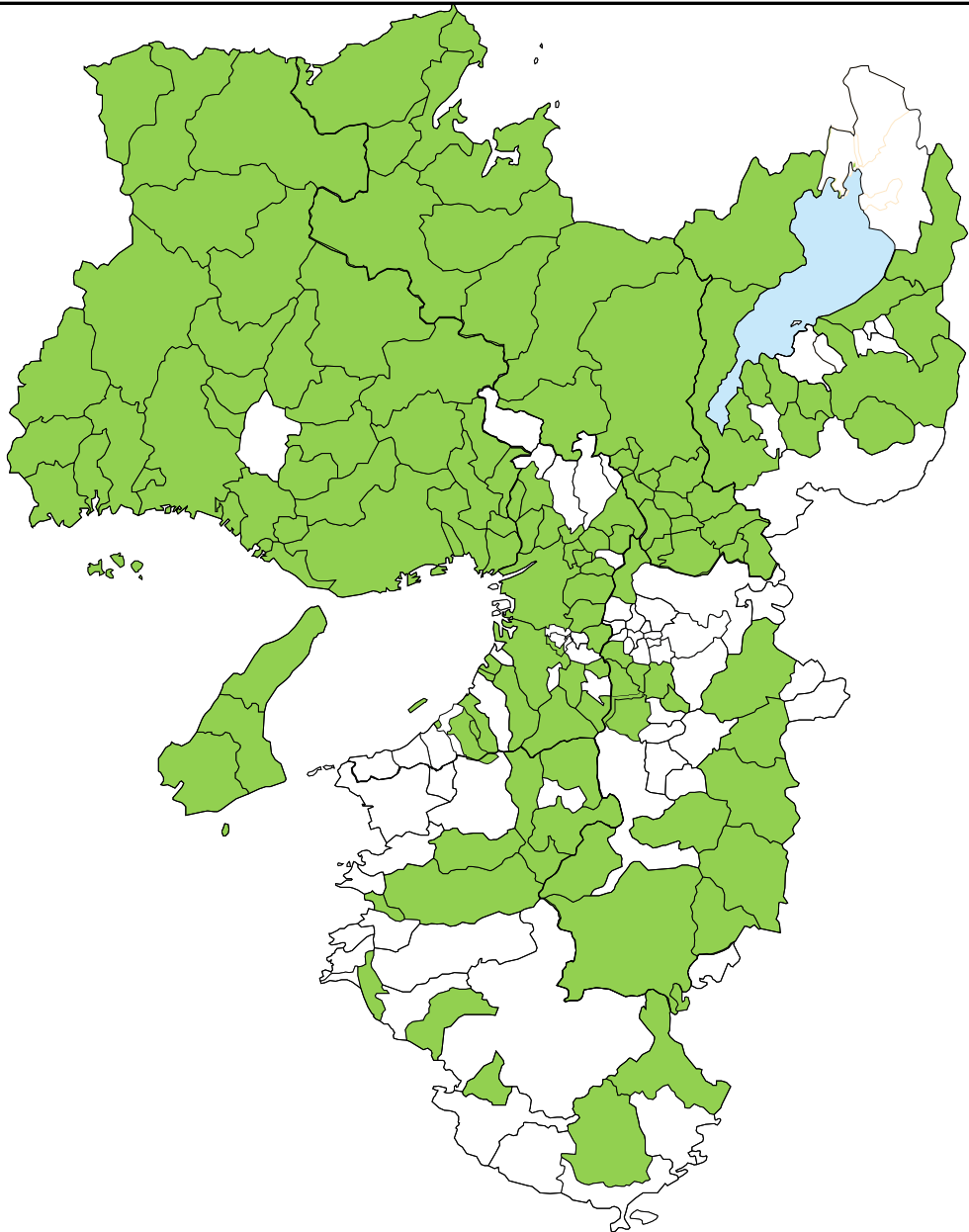


気象庁が津波警報の解除等を発表した際に、神奈川県から配信

津波警報解除等 (神奈川県より)

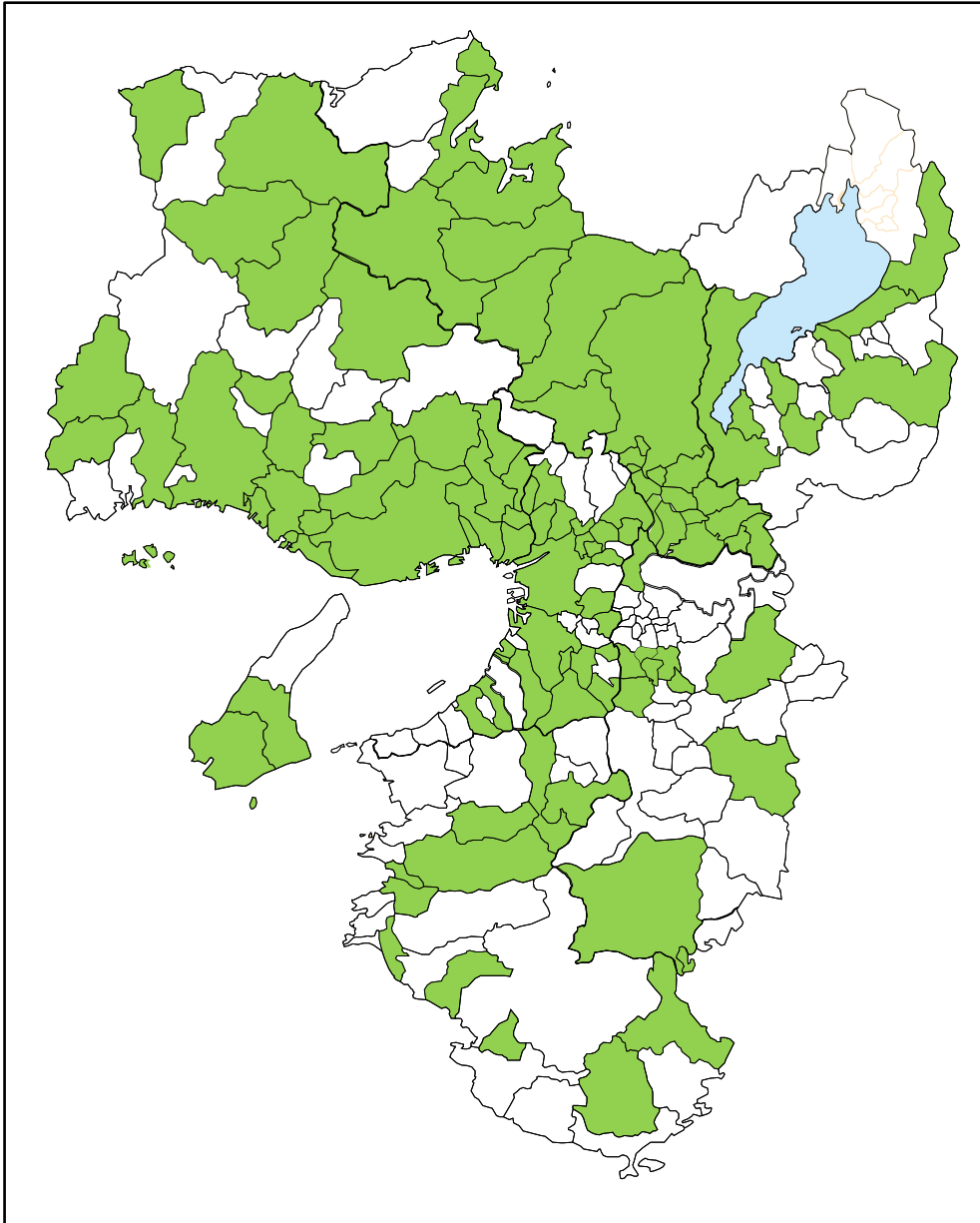
配信イメージ

近畿管内の緊急速報メール(災害・避難情報)配信自治体 (NTTドコモ状況:平成24年8月24日現在)



府県名 (市町村数)	地方公共団体名
滋賀県 (12)	大津市 彦根市 草津市 守山市 野洲市 湖南市 高島市 東近江市 米原市 日野町 竜王町 多賀町
京都府 (26)	京都市 福知山市 舞鶴市 綾部市 宇治市 宮津市 亀岡市 城陽市 向日市 長岡京市 八幡市 京田辺市 京丹後市 南丹市 木津川市 大山崎町 久御山町 井手町 宇治田原町 笠置町 和束町 精華町 南山城村 京丹波町 伊根町 与謝野町
大阪府 (26)	大阪市 堺市 豊中市 池田市 吹田市 泉大津 市 貝塚市 守口市 枚方市 八尾市 泉佐野市 富田林市 寝屋川市 河内長野市 大東市 和泉 市 箕面市 柏原市 門真市 摂津市 東大阪市 交野市 忠岡町 熊取町 太子町 千早赤阪村
兵庫県 (40)	神戸市 姫路市 尼崎市 明石市 西宮市 洲本 市 芦屋市 伊丹市 相生市 豊岡市 加古川市 赤穂市 西脇市 宝塚市 三木市 高砂市 川西 市 小野市 三田市 篠山市 養父市 丹波市 南あわじ市 朝来市 淡路市 宍粟市 加東市 たつの市 猪名川町 多可町 稲美町 播磨町 市川町 福崎町 神河町 太子町 上郡町 佐用町 香美町 新温泉町
奈良県 (15)	大和高田市 橿原市 御所市 生駒市 香芝市 葛城市 宇陀市 明日香村 天川村 野迫川町 十津川村 下北山村 上北山村 川上村 東吉野村
和歌山県 (11)	橋本市 御坊市 新宮市 紀美野町 かつらぎ町 高野町 湯浅町 有田川町 みなべ町 上富田町 古座川町

近畿管内の緊急速報メール(災害・避難情報)配信自治体 (KDDI(au)状況:平成24年8月27日現在)

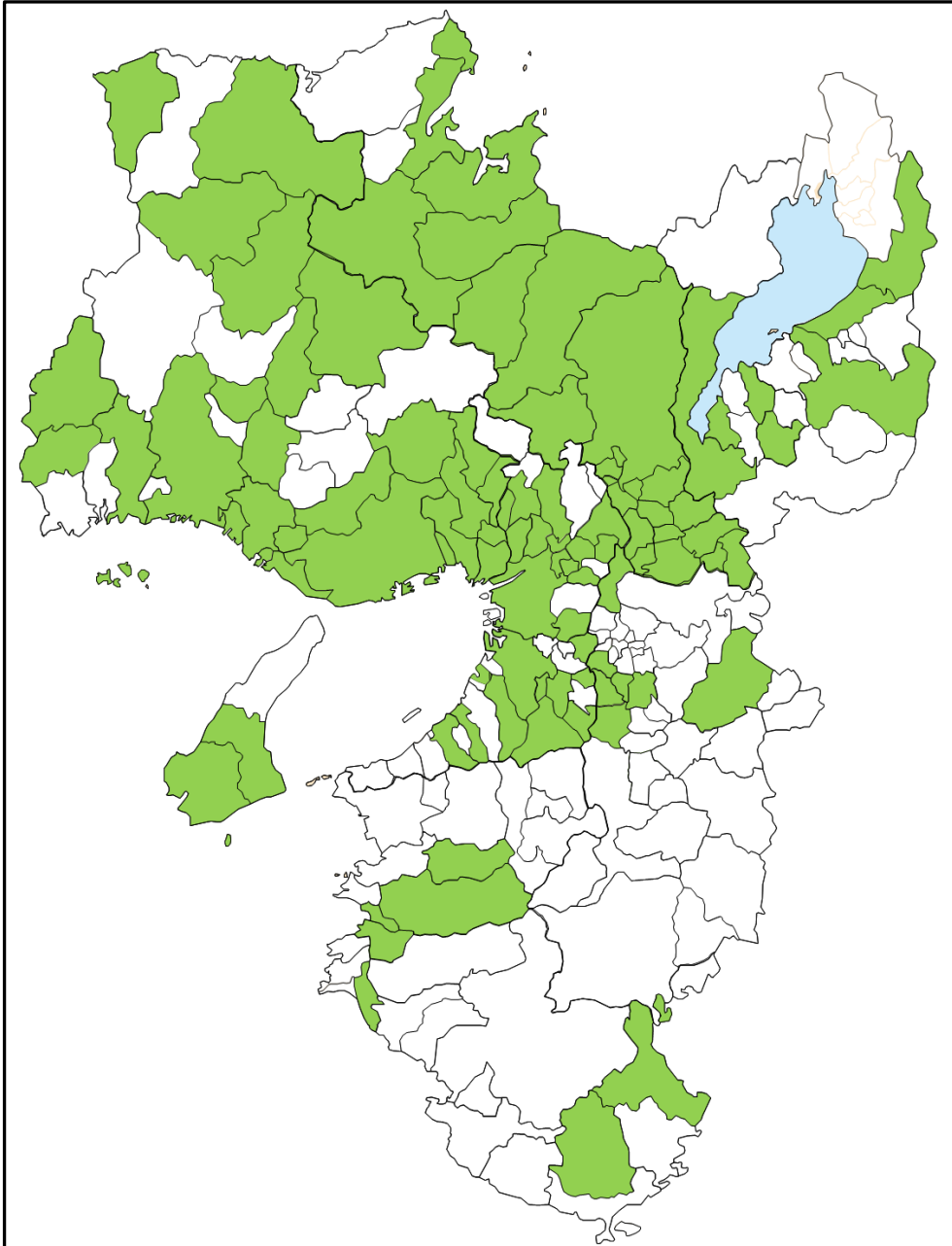


府県名 (市町村数)	地方公共団体名
滋賀県 (7)	大津市 彦根市 草津市 野洲市 湖南市 東近江市 米原市
京都府 (24)	京都市 福知山市 舞鶴市 綾部市 宇治市 宮津市 亀岡市 城陽市 向日市 長岡京市 八幡市 京田辺市 南丹市 木津川市 大山崎町 久御山町 井手町 宇治田原町 笠置町 和束町 精華町 南山城村 京丹波町 伊根町
大阪府 (25)	大阪市 堺市 豊中市 池田市 吹田市 泉大津市 貝塚市 守口市 枚方市 八尾市 泉佐野市 富田林市 寝屋川市 河内長野市 大東市 和泉市 箕面市 柏原市 門真市 摂津市 交野市 大阪狭山市 忠岡町 太子町 千早赤阪村
兵庫県 (29)	神戸市 姫路市 尼崎市 明石市 西宮市 洲本市 芦屋市 伊丹市 豊岡市 加古川市 宝塚市 三木市 高砂市 川西市 三田市 加西市 養父市 丹波市 南あわじ市 朝来市 加東市 たつの市 猪名川町 稲美町 播磨町 市川町 上郡町 佐用町 新温泉町
奈良県 (10)	大和高田市 橿原市 御所市 生駒市 香芝市 葛城市 宇陀市 明日香村 十津川村 川上村
和歌山県 (11)	御坊市 新宮市 紀美野町 かつらぎ町 高野町 湯浅町 広川町 有田川町 みなべ町 上富田町 古座川町

※自治体の都合により掲載していない自治体名もあります。

近畿管内の緊急速報メール(災害・避難情報)配信自治体

(ソフトバンクモバイル状況:平成24年8月21日現在)



府県名 (市町村数)	地方公共団体名
滋賀県 (7)	大津市 彦根市 草津市 野洲市 湖南市 東近江市 米原市
京都府 (23)	京都市 福知山市 舞鶴市 綾部市 宇治市 宮津市 亀岡市 城陽市 向日市 長岡京市 八幡市 南丹市 木津川市 大山崎町 久御山町 井手町 宇治田原町 笠置町 和束町 精華町 南山城村 京丹波町 伊根町
大阪府 (25)	大阪市 堺市 豊中市 池田市 吹田市 泉大津 市 貝塚市 守口市 枚方市 茨木市 八尾市 泉佐野市 富田林市 寝屋川市 河内長野市 大 東市 和泉市 箕面市 柏原市 門真市 摂津市 交野市 大阪狭山市 太子町 千早赤阪村
兵庫県 (29)	神戸市 姫路市 尼崎市 明石市 西宮市 洲本 市 芦屋市 伊丹市 豊岡市 加古川市 宝塚市 三木市 高砂市 川西市 三田市 加西市 養父市 丹波市 南あわじ市 朝来市 たつの市 猪名川町 多可町 稲美町 播磨町 市川町 上郡町 佐用町 新温泉町
奈良県 (7)	大和高田市 橿原市 御所市 生駒市 香芝市 葛城市 宇陀市
和歌山県 (7)	御坊市 新宮市 紀美野町 湯浅町 広川町 有田川町 古座川町

※自治体の都合により掲載していない自治体名もあります。

携帯電話・PHS事業者^{*}は、平成23年11月28日に携帯電話事業者間における「災害用音声お届けサービス」の共通的な運用に関するガイドラインを策定し、連携して横断的なサービスの運用を目指している。なお、NTTドコモは平成24年3月1日、KDDIは平成24年6月4日よりサービスの運用を開始しています。

* 携帯電話・PHS事業者とは、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、株式会社ウィルコム、イー・アクセス株式会社の6社を示す。

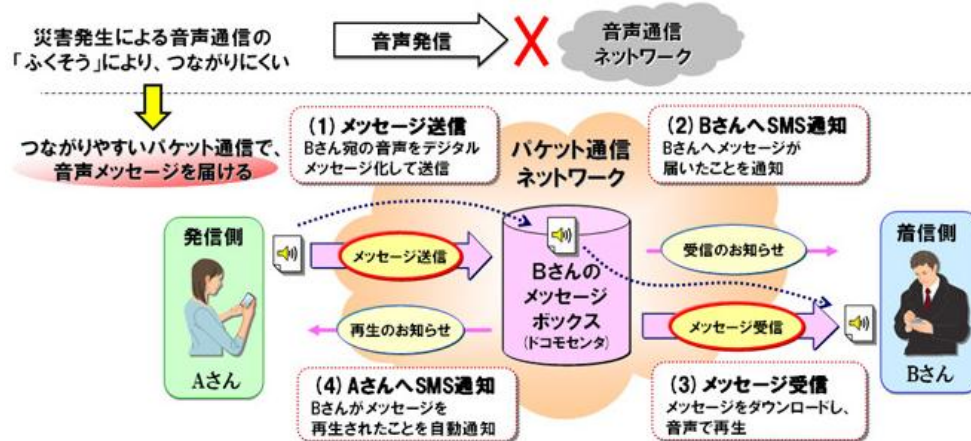
特徴

「災害用音声お届けサービス」は、発信者が携帯電話でファイル化した音声をパケット通信で届けるサービスで、音声通信が混みあって電話がかかりにくい場合であっても安否確認等が可能である。本サービスの利用が促進されることにより、音声通信の輻輳が軽減され、緊急通報などの重要通信を確保しやすくなる。

現在NTTドコモで運用されているサービスは、他社の利用者に送ることはできないが、今後、利用携帯電話・PHS事業者に関係なく送れるよう、サービスの向上を目指している。

サービスの概要(NTTドコモの場合)

- 安否を伝えたい方の携帯電話番号(ドコモ)を入力すると音声でメッセージを録音できる。
- 最大30秒のメッセージを20件まで、10日間保存可能である。
- 音声メッセージが届いた時、送ったメッセージが再生された時は、SMSで知らせてくれる。
- 運用条件は、震度6弱以上の地震等、大きな災害が発生した場合に開始される(「災害用伝言板」と同じ契機でサービスを開始)。ただし、災害発生による音声通話のつながりにくい事象が収束し、音声通話が安定的に可能な状況になったと判断した場合は運用を停止する。
- サービスの申し込みは不要であるが、音声メッセージの送受信者ともに、使用可能なサービスを契約している人に限定される。



災害用音声お届けサービスのイメージ



災害用音声お届けサービス利用方法イメージ

4 公共情報共有基盤整備の普及促進

【目的、概要等】

ICTを活用して、地方公共団体等が災害時の避難勧告・指示など地域の安心・安全に関するきめ細かな情報の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオなどの様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供するための公共情報共有基盤の普及に向け、整備(導入)を促進します。

1 【24年度取り組み等】

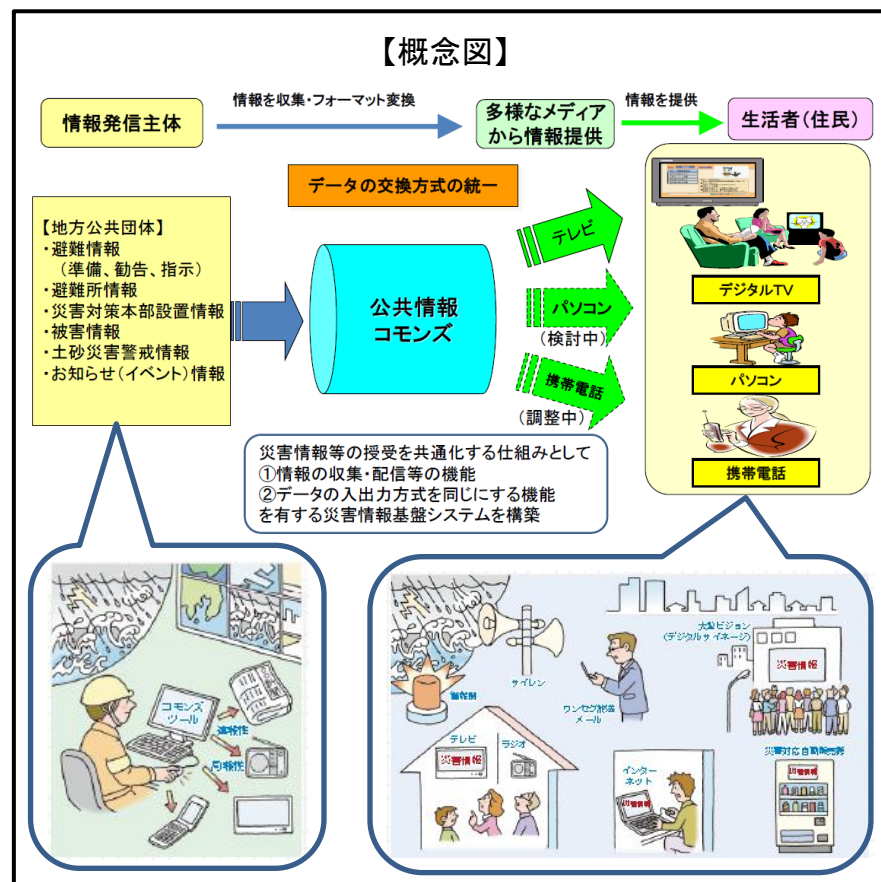
管内の未整備府県やメディア等に対し、全国の取組状況等の情報を提供したり、整備・導入に向けたセミナー等を行います。

2 【現状(実績)等】

平成24年6月18日現在で、一般財団法人マルチメディア振興センター(FMMC)が提供する公共情報コモンズに全国102機関(13府県、51市町、38社・団体)が参加しています(運用準備中を含む。)。近畿管内では、平成23年度に滋賀県と兵庫県(全市町を含む。))が運用を開始しています。

お問い合わせ先

情報通信部情報通信振興課(06-6942-8520)



5 自治体クラウドの普及促進

【目的、概要等】

自治体クラウドによるメリットとしては、①コストの削減、②業務の軽減、③セキュリティの向上、④行政サービスの向上、⑤災害に強い、ことが挙げられます。

そこで、特に災害対策として、地方公共団体が所有する重要なデータを災害等から守り、被災後速やかに業務継続(再開)を可能とするため、ICTにより遠隔地のデータセンターを活用する自治体クラウド化を促進します。

1 【24年度取り組み等】

管内の地方公共団体やICT関係企業等を対象に、自治体クラウドに関する情報を提供したり、整備・導入に向けたセミナー等を行います。

2 【現状(実績)等】

総務省では、地方公共団体の情報システムをデータセンターに集約し、市町村がこれを共同利用することにより、情報システムの効率的な構築と運用を実現するため、平成21年度から自治体クラウド開発実証事業に取り組んでいます。

お問い合わせ先

情報通信部情報通信振興課(06-6942-8520)



6 電線共同溝等の導入促進

【目的、概要等】

東日本大震災を踏まえ、中央防災会議は、防災基本計画に津波災害対策編を新たに追加し、国及び地方公共団体は関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン施設等の機能の確保として、共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとしています。また、総務省の「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する検討会」は、平成23年12月にネットワークの耐災害性を強化する観点から、自治体電線共同溝等の導入を促進すべきと提言しています。これらのことから近畿総合通信局では、電線共同溝等の導入促進に向け、地方ブロック無電柱化協議会に働きかけを行います。

1 【24年度取り組み等】

国土交通省の全国10ブロックごとの道路管理者、電線管理者、地方公共団体等関係者で構成される「地方ブロック無電柱化協議会」などの場において、防災基本計画の修正及び総務省の「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する検討会」で取りまとめられた内容の紹介とともに、津波などの災害対策に有効と思われる案件候補について、優先順位を上げて実施していただくよう要請を行います。

2 【無電柱化の整備状況】

市街地等の幹線道路の無電柱化率

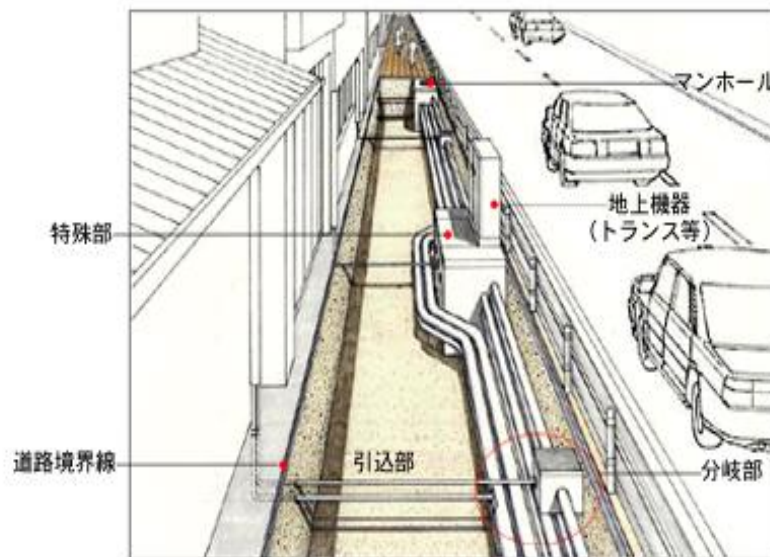
府県	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	全国
無電柱化率(注)	17%	9%	17%	29%	5%	12%	14%

注：国土交通省調べによる2010年度末の状況(暫定値)(道路延長ベース)
無電柱化には、電線共同溝、自治体管路、電線管理者による無電柱化の箇所なども含む。

※電線共同溝方式とは

電線共同溝方式は、道路の地下空間を活用して電力線、通信線等をまとめて収容する無電柱化の手法です。沿道の各戸へは地下から電力線や通信線等を引き込む仕組みになっています。

地方公共団体は、社会資本整備総合交付金(平成24年度予算額：1兆4,395億円)の活用が可能です。



(電線共同溝のイメージ)

(出典)国土交通省ホームページ 無電柱化の推進(無電柱化の概要と事務手続き)から

お問い合わせ先

情報通信部電気通信事業課(06-6942-8512)

7-(1) 非常災害時の無線機器の貸し出し (衛星携帯電話、簡易無線、MCA無線)

【目的、概要等】

近畿総合通信局では、地方自治体の非常災害対策本部等からの要請により、地方公共団体及び災害復旧関係者に携帯型の移動通信機器(衛星携帯電話、簡易無線又はMCA無線)の貸し出しを行い、現地の初動期の被災情報の収集伝達から応急復旧活動の円滑な遂行に必要な通信の確保の支援を行う体制を整えています。

1 【概要】

無線機器の貸し出しは、災害対策本部等から総務本省、又は各総合通信局に要請があれば、通常48時間以内に被災地に移動通信機器が搬入されます。

被災地の災害対策用情報連絡手段として、有効にご活用下さい。

2 【実績】

平成23年秋の台風12号等による被災地からの要請により、以下のとおり無線機器の貸し出しを行いました。

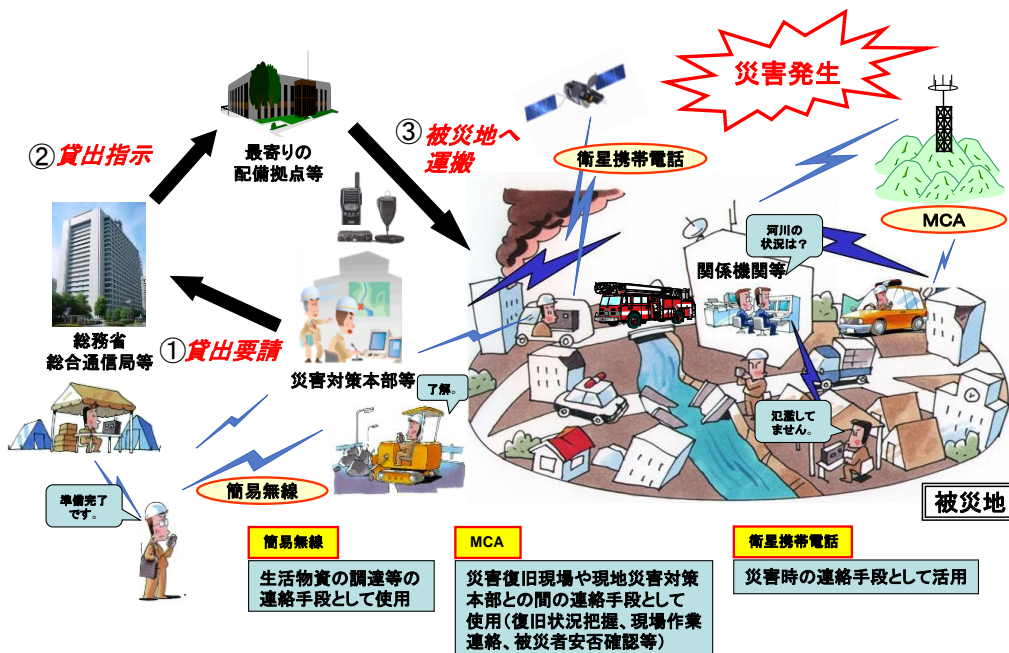
奈良県	衛星携帯電話	45台
	簡易無線局	15台
和歌山県	衛星携帯電話	10台
	簡易無線局	10台

平成24年6月の梅雨期集中豪雨により、無線機器の貸し出しを行っています。

和歌山県	衛星携帯電話	15台
	簡易無線局	30台
奈良県川上村	衛星携帯電話	3台
奈良県十津川村	衛星携帯電話	7台

お問い合わせ先

無線通信部陸上第二課(06-6942-8557)



衛星携帯電話



簡易無線



MCA無線

7-(2) 非常災害時の移動電源車の貸し出し

【目的、概要等】

近畿総合通信局では、災害の発生により、電気通信設備や放送設備等の電力供給が途絶し、情報伝達に係る重要な情報通信ネットワークの維持に支障が生じた場合に、地方公共団体又は電気通信事業者、放送事業者等に対して移動電源車の貸し出しを行い、必要な電力供給を支援することにより、重要な情報通信ネットワークの維持を図る体制を整えています。

1【背景】

災害時に携帯電話基地局等の電気通信設備への電源供給が途絶した際には、事業者等があらかじめ備えている非常用蓄電池装置等によって電気通信設備等への電源供給を行うことで、情報通信ネットワークが維持されています。

しかし、東日本大震災などの大規模な災害により長時間にわたって電源供給が絶たれた場合は、非常用蓄電池装置等のみでは電気通信等を運用することが不可能であり、災害時の情報伝達に重大な支障を来すため、応急的に電源を迅速に確保することが必要です。

2【配備先】

◎中型移動電源車

東海、中国及び九州の各地方総合通信局

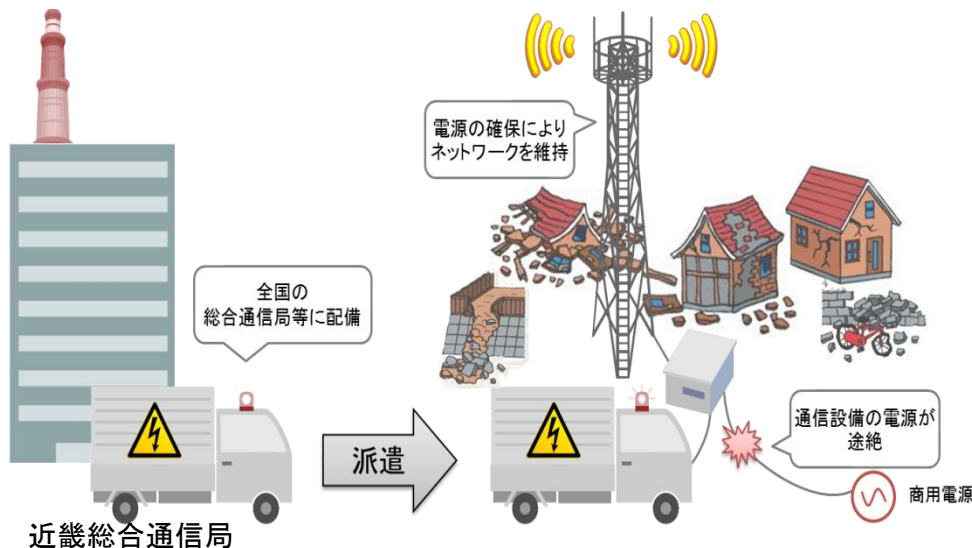
◎小型移動電源車

北海道、東北、信越、北陸、東海、近畿及び四国の各地方総合通信局

お問い合わせ先

総務部総務課(06-6942-8503)

移動電源車の貸出しイメージ



小型移動電源車

車種: 4WDオフロード対応乗用車

容量: 100V 5.5KVA

用途: 防災行政無線の中継局や放送の中継局など

8-(1) 非常災害時における臨機の措置

【目的、概要等】

近畿総合通信局では、非常災害時における重要通信の疎通の確保を図るために無線局の開設、周波数の指定変更、無線設備の設置場所等の変更を行う必要がある場合において、緊急やむを得ないと認められるものについては、申請者から電話等迅速な方法による臨機の措置を行うことが認められています。

1 【概要】

○ 次の各号に該当する場合は、臨機の措置を行うことができます。

- (1) 震災、火災、風水害、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該期間中に限り使用するものであるとき。
- (2) 通信の内容が、次の一に該当するものであること。
 - (ア) 非常通信(新聞社、通信社、放送事業者等の報道機関が非常災害時において有線通信を利用できないか又はこれを利用することが著しく困難な場合に発する非常事態の収拾、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保、人心の安定又は秩序の維持等に有効な新聞ニュース又は放送ニュースの通信を含む。)
 - (イ) 電波法施行規則第37条第7号及び第20号に規定する通信
 - (ウ) 非常通信に準ずる重要通信(電気通信業務用及び防災関係機関(災害対策基本法第2条に規定する指定行政機関、指定地方行政機関及び指定公共機関、指定地方公共機関並びに地方公共団体をいう。)の防災関係業務用の通信を含む。)

○ 地方総合通信局及び沖縄総合通信事務所において臨機の処理を行うことができる範囲は、すべての無線局について次に掲げるものです。

- (1) 予備免許または免許の付与
- (2) 無線設備の変更の工事の許可
- (3) 無線設備の設置場所(移動するものにあつては、移動範囲)の変更の許可
- (4) 電波の型式及び周波数の指定の変更
- (5) 空中線電力の指定の変更
- (6) 通信の相手方の変更の許可
- (7) 通信事項又は放送事項の変更の許可及び運用許容時間の指定変更
- (8) 識別信号の指定の変更
- (9) 放送区域の変更

2 【手続き】



- ① 申請は、まず、申請者から口頭又は電話等迅速な方法
- ② 処分は、とりあえず口頭又は電話等迅速な方法

事後



- ① 所定の申請書等は後刻可及的速やかに提出
- ② 遡及処理による、所定の処分通知書の交付

3 【最近の措置例(平成23年度)】

- 1 東日本大震災関連(※)
電気、給水業務用無線局(約200局)
- 2 台風12号による風水害関連
防災行政用無線局(約20局)

※東北地方では、被災者向けにラジオで地域密着情報を届けるため、本措置により、多くの臨時災害放送局が開設されています。

お問い合わせ先

(電気、ガス、水道、防災行政用無線局)
無線通信部陸上第二課(06-6942-8558)
(その他の無線局)
無線通信部各課及び放送部放送課

8-(2) 災害時における混信対策

【目的、概要等】

警察、消防・救急など生命、財産に直結した通信、航空機・船舶・電車などの安全航行に欠かせない通信、テレビ・ラジオ放送や携帯電話などの重要な無線通信や救助・救援活動や復旧活動などに使用される無線通信への混信妨害が発生した場合、速やかに妨害源を探索し、その発射源を突き止めて妨害の排除を行います。

1 【24年度取り組み等】

生活の安心・安全に直結した重要無線通信をはじめ、救助・救援活動や復旧活動に使用される無線通信への妨害が発生した場合は、直ちに探査を実施して、迅速に排除します。

2 【現状(実績)等】

鉄道、消防、海上保安用の無線通信への妨害が多くなっています。

表 重要無線通信妨害発生状況

年度	19	20	21	22	23
件数	47	39	48	94	66

お問い合わせ先

電波監理部監視第一課、監視第二課
(06-6942-8525, 8529)



図 電波監視システムによる妨害電波の探査イメージ

【目的、概要等】

防災情報通信セミナー等を開催して、東海・東南海・南海三連動地震・津波に関する危険性と多様な防災情報伝達手段の多重化・多様化の必要性を広く国民にアピールします。

また、管内自治体の防災情報伝達手段の整備状況等について周知します。

1 【24年度取り組み等】

5月15日に「南海トラフの巨大地震モデル検討会」委員の関西学院大学室崎益輝教授を講師に、南海トラフの巨大地震の津波等被害への対策と題して講演をいただき、7月6日には「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ主査の関西大学河田恵昭教授等による南海トラフの巨大地震に備えた防災・減災情報通信セミナーを「クレオ大阪西」で開催しました。

次は、10月12日に講演会を開催予定です。

2 【現状(実績)等】

過去2年間の開催実績は以下の通り。

22年5月 迫る災害、どうする情報通信

22年11月 身近なICTによる防災・減災の可能性

23年5月 大阪ガスの地震対策について

23年11月 東日本大震災に遭遇して ほか



お問い合わせ先

無線通信部陸上第二課(06-6942-8557)

【目的、概要等】

戦略的情報通信研究開発推進制度(SCOPE)における研究開発課題として、情報通信インフラの復旧及び再生並びにその機能性・利便性・安全性の一層の向上、通信・放送ネットワークの耐災害性の強化等の震災に対応した分類の研究開発を支援します。

【24年度取り組み等】

以下の分類に属する研究開発課題について公募を行い、採択された研究開発に研究資金を支援します。

1 <通信・放送ネットワークの耐災害性の強化等>

- 通信・放送ネットワークの耐災害性の強化に関する技術
- 津波等の緊急警報を多様な情報通信手段を用いて伝える技術
- 避難所や罹災者のための技術(人命救助、安否確認等)
- 電力の使用制御に資する技術
- 重要情報の喪失防止、業務継続性確保のための技術(クラウド関連技術等)
- ICTによる健康で自立して暮らせる社会の実現に資する技術(在宅医療・在宅介護における、センサーネットワーク活用による遠隔支援、遠隔医療等)

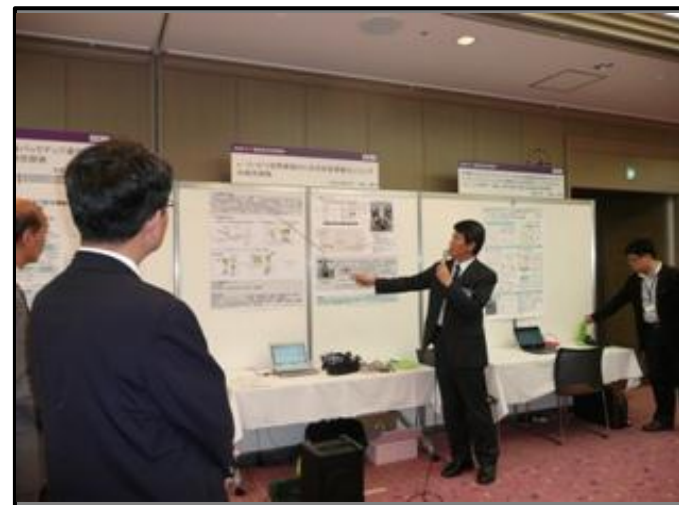
- ブロードバンドワイヤレスネットワーク技術
- 衛星自動捕捉・運用技術

2 <災害の状況を遠隔からリアルタイムに把握・蓄積・分析等を可能とするセンサーネットワーク>

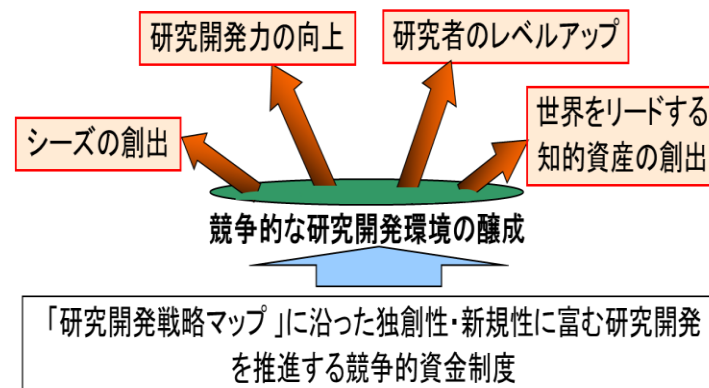
- センシング技術
- プラットフォーム技術
- ネットワーク技術
- システム化技術

お問い合わせ先

情報通信部情報通信連携推進課(06-6942-8623)



<成果発表会の模様>



戦略的情報通信研究開発推進制度(SCOPE)

※詳細は別紙(参考)を参照ください

(参考) 戦略的情報通信研究開発推進制度(SCOPE)

■戦略的情報通信研究開発推進制度(SCOPE)

情報通信技術(ICT)分野の研究開発における競争的資金制度です。ICT分野のイノベーションを生み出すことを目指し、総務省が定めた戦略的な重点研究開発目標を実現するための独創性・新規性に富む研究開発を支援する制度です。(SCOPE: Strategic Information and Communications R&D Promotion Programme)

平成24年度 新規採択課題(近畿管内)

●ICTイノベーション創出型研究開発

国として今後取り組むべき現時点の課題を分類及び整理した「研究開発戦略マップ」において、イノベーションを創出する独創性や新規性に富む基礎的・萌芽的な研究開発課題の提案に対して研究開発を委託します。

「複数のマイクロホンの連携による音環境知能技術の研究開発」

研究代表者：石井 カルロス寿憲(株式会社国際電気通信技術基礎研究所)

「5感インタフェース技術を用いた拡張レイグジスタンスの研究開発」

研究代表者：前田 太郎(大阪大学)

「極低消費電力テラヘルツ波無線通信に向けた集積回路基盤技術の研究開発」

研究代表者：富士田 誠之(大阪大学)

●若手ICT研究者等育成型研究開発

ICT分野の研究者として次世代を担う若手人材を育成することや中小企業の斬新な技術を発掘するために、若手研究者又は中小企業の研究者(個人又はグループ)が提案する研究開発課題に対して研究開発を委託します。

「有機分子熱発電シートモジュールの研究開発」

研究代表者：筒井 真楠(大阪大学)

「角膜表面反射画像を用いた注視点・注視対象推定の研究開発」

研究代表者：竹村 憲太郎(奈良先端科学技術大学院大学)

●地域ICT振興型研究開発

ICTの利活用によって地域貢献や地域社会の活性化を図るために、地域に密着した大学や、地域の中小・中堅企業等に所属する研究者が提案する研究開発課題に対して、研究開発を委託します。

「運動中のスポーツ選手からのリアルタイム・バイタルデータ収集システムの研究開発」

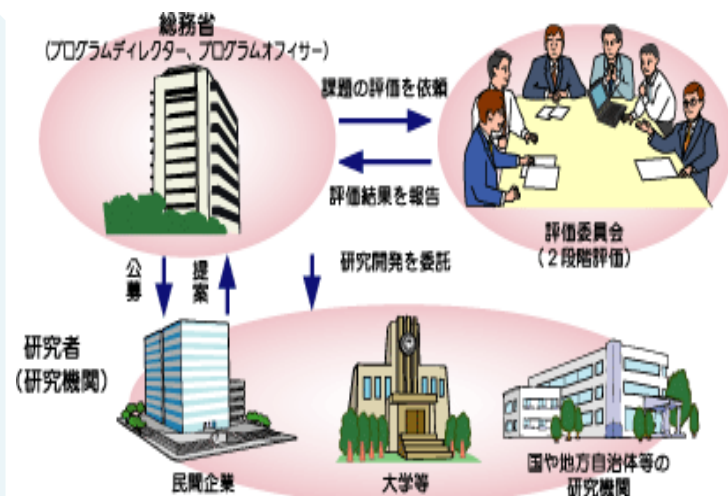
研究代表者：奥畑 宏之(株式会社シセンス)

「在宅高齢者の“こころ”を支えるICTシステムの開発」

研究代表者：桑原 教彰(京都工芸繊維大学)

「災害時に活躍する見守り・監視に重点を置く情報インフラに関する研究開発」

研究代表者：鳥生 隆(大阪市立大学)



[スキーム図]

研究費等(平成24年度)

●ICTイノベーション創出型研究開発

上限2000万円 最長3カ年

●若手ICT研究者等育成型研究開発

フェーズ I 上限 300万円 1カ年
フェーズ II 上限1000万円 最長2カ年

●地域ICT振興型研究開発

上限1000万円 最長2カ年